

○沖縄県立看護大学大学院学則

平成16年3月25日

沖縄県規則第23号

改正	平成19年6月8日規則第68号	平成20年3月27日規則第15号
	平成21年3月28日規則第11号	平成25年3月15日規則第7号
	平成25年9月20日規則第84号	平成27年3月17日規則第12号

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 組織（第2条－第6条）

第3節 自己評価等（第7条）

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学期間（第8条）

第2節 学年、学期及び休業日（第9条）

第3節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等（第10条－第26条）

第4節 教育課程、履修方法等（第27条－第34条）

第5節 課程の修了要件及び学位の授与（第35条－第38条）

第6節 授業料等（第39条）

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生及び外国人学生（第40条－第44条）

第8節 賞罰（第45条・第46条）

第3章 雑則（第47条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 沖縄県立看護大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の理念に則り、高度な看護の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて保健看護の発展並びに県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2節 組織

（大学院の課程）

第2条 大学院に、博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の

課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取扱うものとする。

（研究科、専攻、課程及び収容定員）

第3条 大学院に、保健看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員	
			入学定員	総定員
保健看護学研究科	保健看護学専攻	博士前期課程	6	12
		博士後期課程	2	6

（職員組織）

第4条 大学院の職員は、次に掲げるとおりとし、沖縄県立看護大学の学部、事務局の職員をもって充てる。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 事務職員
- (7) その他必要な職員

（教育指導組織）

第5条 研究科における研究の指導は、原則として教授（特任教授を含む。以下この条において同じ。）が行い、授業科目の授業は教授、准教授又は講師が担当する。

（研究科長）

第6条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

- 2 研究科に、研究科委員会を置く。
- 3 前項の研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 大学院の組織及び職制に関する事項は、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）に定めるところによる。

第3節 自己評価等

（自己評価等）

第7条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を

行うものとする。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第8条 大学院の修業年限は、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第29条の2の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、同条の規定により認められた期間を修業年限とする。

3 学生は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第9条 学年、学期及び休業日については、沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号。以下「大学学則」という。）第11条から第13条までの規定を準用する。

第3節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学時期)

第10条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、転入学もしくは再入学する場合または特別の必要があり、かつ、教育上支障がない場合は、後学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の看護系学部を卒業した者

(2) 大学の看護系学部以外の学部を卒業し、看護師、保健師又は助産師の免許を有する者

(3) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の看護系学部を卒業し、看護系博士前期課程（修士課程に相当するものをいう。以下同じ。）を修了した者

(2) 看護師、保健師又は助産師の免許を有する者で、看護系以外の修士の学位を有するもの

(3) 看護系博士前期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

(4) 外国において修士課程に相当する課程を修了し、修士に相当する学位を有する

者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(入学志願手続)

第12条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学考査料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第13条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

2 選抜試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定)

第14条 学長は、前条の選抜試験の結果に基づき、研究科委員会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第15条 前条の規定による合格者で大学院に入学しようとするものは、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第16条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第17条 学長は、第25条の規定により退学した者並びに第26条の規定により除籍された者で再入学を志願するものがある場合は、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学院に在学する者で転入学を志願するものがある場合は、第3条第2項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の転入学を志願する者は、現に在学する大学院の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学者及び転入学の修得単位数の認定等)

第19条 学長は、前2条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て決定する。

(転学)

第20条 大学院の学生で他の大学院に入学又は転入学をしようとする者は、研究科長

を経て学長の許可を得なければならない。

(留学)

第21条 外国の大学院に留学を志願する学生は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中の単位の認定及び修業年限の計算については、第32条第2項及び第3項の規定を準用する。

(休学)

第22条 病気その他の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、病気により休学しようとする者は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対し、必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第23条 休学期間は、博士前期課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、博士前期課程及び博士後期課程において、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 休学期間が満了した者又は休学期間内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学)

第25条 大学院を退学しようとする者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(除籍)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第23条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第4節 教育課程、履修方法等

(授業及び研究指導)

第27条 大学院における教育は、授業科目の授業、学位論文等（修士論文又は博士論文）に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目及び単位数)

第28条 研究科における授業科目の種類及び単位数は、学長が別に定める。

(履修方法)

第29条 研究科における授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条の2 学長は、別に定めるところにより、大学院に入学しようとする者が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(研究指導)

第30条 学生は、履修する授業科目の選択に当たって、あらかじめ指導教授（指導教授である特任教授を含む。）の指示を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第31条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により履修させた授業科目及び単位数については、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲内で単位を認定することができる。

3 第1項の履修期間は、第8条第1項に規定する修業年限に含めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第5節 課程の修了要件及び学位の授与

(成績の評価及び単位の授与)

第35条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、出席及び学修状況により判定する。

3 授業科目の成績が合格となった者には、所定の単位を与える。

4 前各項に定めるもののほか、授業科目の成績に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(博士前期課程の修了要件)

第36条 博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者又は課題研究の審査及び最終試験に合格した者については、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、博士前期課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課題研究の審査、総合科目試験及び最終試験に合格すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第37条 博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者については、学長が博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第38条 前条の規定により、博士前期課程の修了の認定を受けた者には修士の学位を、博士後期課程の修了の認定を受けた者には博士の学位を授与する。

2 沖縄県立看護大学の博士の学位は、大学院の博士後期課程を修了しない者であっても沖縄県立看護大学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第6節 授業料等

(授業料等)

第39条 授業料、聴講料、入学考査料及び入学料の徴収については、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）に定めるところによる。

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第40条 学長は、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の大学院学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修を認められた大学院学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第41条 学長は、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、大学院において、当該大学院学生に研究指導を受けさせることができる。

2 前項の規定により研究指導の受入れを認められた大学院学生は、特別研究学生と称する。

(研究生)

第42条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究を願い出る者がある場合は、教育に支障がないときに限り、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者がある場合は、教育に支障がないときに限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第44条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、入学を許可することができる。

2 学長は、前項の外国人学生について、第3条第2項に規定する収容定員外とすることができる。

第8節 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学長は、教育上必要があると認めたときは、研究科委員会の議を経て、学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 雑則

(学長への委任)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月8日規則第68号改正）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の沖縄県立看護大学学則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第3項の規定並びに第2条の規定による改正後の沖縄県立看護大学大学院学則第4条及び第5条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日規則第15号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月28日規則第11号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日規則第7号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日規則第84号改正）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の沖縄県立看護大学大学院学則の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日規則第12号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第37条の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。